

2011. 3. 13

関係資料

1. 原子力災害対策特別措置法

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象(軽水炉関係)

- 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出した場合
- 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5\ \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- 管理区域以外の場所で、 $50\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5\ \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- 輸送容器から1m離れた地点で $100\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量を検出した場合
- 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の停止の方法により原子炉の停止ができないこと
- 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること(福島第二・1号機)
- 原子炉の運転中に原子炉への給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置が作動しないこと
- 原子炉(加圧水型軽水炉)の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること
- 原子炉(加圧水型軽水炉を除く)の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること(福島第二・2, 4号機)
- 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること(福島第一・1, 2, 3号機)
- 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること
- 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位(加圧水型軽水炉の停止中にある場合は、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位)まで低下すること
- 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること
- 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること

(2) 原子力災害対策特別措置法第15条の緊急事態判断基準(軽水炉関係)

- 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で500 μ Sv/hの放射線量を検出した場合(福島第一)
- 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所で、500 μ Sv/h相当の放射性物質を検出した場合
- 管理区域以外の場所で、5mSv/hの放射線量を検出した場合
- 輸送容器から1m離れた地点で、10mSv/hの放射線量を検出した場合
- 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること
- 原子炉の運転を非常用中性子吸収材の注入によっても停止することができないこと
- 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること
- 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合若しくは加圧水型軽水炉において蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと(福島第一・1, 2, 3号機)
- 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること
- 原子炉(沸騰水型軽水炉等に限る)の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること(福島第二・1, 2, 4号機)
- 原子炉の運転中(沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る)において、原子炉を冷却するすべての機能(加圧水型軽水炉については蒸気発生器へのすべての給水機能)が喪失すること

- 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること
- 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること
- 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること
- 原子炉(加圧水型軽水炉に限る)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が一時間以上継続すること
- 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること

以上